

2009年3月10日

内閣府食品安全委員会事務局総務課内

「食品安全委員会の改善に向けて（案）」意見募集担当 御中

## 「食品安全委員会の改善に向けて（案）」に対する意見

（法人名）日本生活協同組合連合会

（所在地）〒150-8913

東京都渋谷区渋谷 3-29-8

電話：03-5778-8124

貴委員会は、平成20年7月に設立5周年を迎えました。食品安全基本法の制定をうけ設立された貴委員会が、この間の食品健康影響評価の実施や、リスクコミュニケーションの推進など、わが国において食品の安全を確保するための取り組みを積極的に進めていただいたことについて、評価いたします。

一方、この5年間でふりかえりますと、BSEをめぐる議論や、健康食品による健康被害、弊会も関係した冷凍餃子による中毒事故、食品原料や産地の偽装など、食品に関連した様々な問題がおこり、消費者に大きな不安が広がっています。こうした点からも、行政・事業者・消費者の連携のもとに食品の安全性を担保し、そのことを適切に伝えることの重要性が増していると考えます。

以上のことをふまえ、食品安全委員会の「食品安全委員会の改善に向けて（案）」に対し、下記のとおり意見を提出します。

### 記

#### 1. リスク評価機関とリスク管理機関の連携を強化するとともに、リスク評価機関としての機能を強化してください。

リスクアナリシスの適用原則にあるように、リスク評価機関とリスク管理機関は、機能的な分離が行われつつ、緊密な連携を図る必要があります。そのことから考えると、例えばリスク管理機関である厚生労働省薬事食品衛生審議会食品添加物部会とリスク評価機関である食品安全委員会食品添加物専門調査会で、年度内にリスク管理およびリスク評価を実施すべき食品添加物の種類について、共通の作業計画を作るなど互いに共通の計画や政策のもとにリスク分析のプロセスを実施することが効果的だと考えます。

たとえば、コーデックス委員会では、リスク評価機関の担当者が当該の各部会の会議に参加して、リスク評価に関する報告が行われたり、リスク管理措置へのコメント

をしたりするなど、積極的に情報の共有化や連携が図られています。このことは、リスク分析のプロセスをすすめるにあたって非常に効果的であると考えます。

わが国においても、リスク評価機関とリスク管理機関の情報の共有化や連携により、より効果的なリスク分析のプロセスがすすめられると考えます。

また、リスク評価機関として、試験・研究機関の保有等の機能面や人材面などの体制が、農林水産省や厚生労働省に比べて不十分と考えます。独自に研究機関を保有していない食品安全委員会にこれらの試験・研究機関を移管することや、独自の人員強化を図ることなどを検討すべきと考えます。

## 2. 改善方策の期限を明確にしてください。

「食品安全委員会の改善に向けて（案）」には様々な改善方策が示されていますが、改善方策を達成するまでの期限が示されていません。それぞれの方策について作業工程表を作成し、期限を明確にすることが必要と考えます。どのようなスケジュールでそれぞれの改善方策が達成されるのか、明確にしてください。

## 3. 審議状況の明確化を進めてください。

### 【1. 評価全般に関する改善方策について】

現在のところ、評価案件の審議の状況が、委員会や専門調査会の開催ごとに資料として公開されています。評価が終了していない案件について、「意見募集中」「専門委員会等で審議中」「評価未着手」など、審議プロセスのどこの状況なのかが一覧表で示されていると、消費者は関心のある案件についての審議状況を知ることができます。

資料が不足するなどしてリスク評価を実施できないものについて、「タイムクロック制（標準的な事務処理期間）の導入等について検討する」とありますが、そのこととあわせて、審議途中のものについても、審議の状況が消費者にも分かるような情報提供のありかたを検討してください。

## 4. リスク評価の中身について消費者にわかりやすく説明し、理解をうながすためのとりくみが必要です。

### 【4. リスクコミュニケーション（意見交換会）に係る改善方策について】

改善方策にも示されているように「分かりやすく、双方向のコミュニケーション」の実施はこれからも重要な課題です。しかし、例えば貴委員会が作成する評価書は、その内容の特徴として、消費者にとって不慣れな専門用語が多く、内容も高度です。理解に必要な科学的な背景や、評価結果を導いた理由について、国民に理解を促すための継続的なとりくみが必要だと考えます。

## 5. 消費者庁との関係を明確にしてください。

消費者庁の創設により、消費者庁は、リスクコミュニケーションの調整や食品安全の総合調整事務を行うこととされています。消費者庁創設後の食品安全行政において、

消費者庁、貴委員会およびリスク管理機関が担う役割について、関係省庁と調整を行い、リスク分析の枠組みにおけるそれぞれの役割を早急に明確にすることが必要です。

以上